

## 第59回愛知県国土利用計画審議会会議録

### ○日時

平成25年12月20日（金） 午前11時から午前12時10分まで

### ○場所

愛知県議会議事堂1階 ラウンジ

### ○出席した委員（五十音順敬称略）

伊藤万知子	加藤勇二	加藤夕紀	川嶋太郎
後藤澄江	佐原光一	清水裕之	竹中千里
福谷清子	藤田素弘	細谷孝利	三浦孝司
山田美喜男			

（13名）

### ○出席した幹事

地域振興部土地水資源課長（事務局兼務）	知事政策局企画課長（代理）
環境部自然環境課長（代理）	産業労働部産業立地通商課長（代理）
農林水産部農業振興課長（代理）	農林水産部農地計画課長（代理）
農林水産部林務課長（代理）	農林水産部森林保全課長（代理）
建設部都市計画課長（代理）	建設部道路維持課長（代理）
建設部河川課長（代理）	建設部住宅計画課長（代理）
建設部建築指導課長（代理）	企業庁工務調整課長（代理）
企業庁研究施設用地開発課長	

### ○出席した事務局職員

地域振興部長	近藤正人
地域振興部土地水資源課長	牧原弘康
地域振興部土地水資源課主幹	武藤信吾
課長補佐	本多宣和
主査	大久保忠
主事	鍋倉文倫

1. 開会（事務局：牧原土地水資源課長）

2. あいさつ

近藤地域振興部長

3. 議題

（1）会長の選出について

委員の互選により、清水委員が会長に選出された。

清水会長は、加藤夕紀委員及び後藤委員を会議録署名人に指名した。

清水会長は、藤田委員を会長職務代理者に指名した。

（2）愛知県土地利用基本計画変更案について

ア 説明

資料により、武藤土地水資源課主幹が変更案について説明した。

イ 質疑

○「新城自然公園地域の変更案件」に関連した質疑応答

（細谷委員）

どういうタイミングで、どういうものについて、こういうふうになんていうか、計画を変えていくのかなということをもう少し詳しく教えていただきたい。と申しますのは、開発が進んで自然の保全を図る必要が無いから縮小するとか、それはそれでわかる気がするんです。たぶんそれは計画がかなり具体的に進んできたことが、一つの変更する時点になるとは思うんですけど、字界や沢界の変更というのは、他にもいっぱいあるんじゃないかなというような気もするわけです。どういう時点でそれぞれの変更を検討しているのか、もうちょっと教えていただければありがたいと思います。

（事務局）

土地につきましてはいろんな規制法がございます。農振法であったり森林法であったり、さまざまな規制法がありまして、それぞれが所管するエリアを指定しているわけですが、いろんな規制法が土地につきましては重複しますので、総合調整をいう意味でもう少し上の位置で土地利用基本計画というものを作り、全体を調整するという作業をしております。土地利用基本計画を定めてそこで絵を描いて相互の調整を図った上で、それ

ぞれの規制法のエリアを、決めていくというスタイルでございます。そういう点で、この土地利用基本計画は行政相互の調整機能を果たしているといわれているものでございます。

例えば、農振法だとか森林法だとかエリアを決める前の段階で、この基本計画を変えて次のステップに入っていく、というのがここの枠組みでございます。今回の自然公園の、先ほど行った字界だとか沢界だとかというものも、県立自然公園条例の区域を見直すにあたって、この土地利用基本計画で調整を図り、その次に県立自然公園条例に基づいて計画を変えていくということでございます。

新しいエリアに自然公園をいれていくというような時も、そこが都市計画法上の整備を進めていこうとするエリアと重なっているとおかしな話になりますので、そういった調整をまずこの土地利用基本計画ですり合わせをして、相互の支障が生じないようにしていくという趣旨でございます。まずこの計画で総合調整を図った後、個別法に入っていくというふうにご理解いただければと思います。

(細谷委員)

これを決めることによって総合調整を図るというご説明をされているんですけど、今の話だと実態は逆で、別にいろんなプロジェクト、いろんな個別法が動いておって、こちらの方の変更も見込まれるので、あわせてこちらも直していく、というふうに受け止めました。実際にはどちらが先どちらが後かというより、いろんな関連法が一緒になって動いていき、そのために必要な手続きで、今回変更していくのかなと理解をいたしました。ありがとうございました。

(事務局)

ちょっと、補足よろしいですか。土地利用基本計画の変更のタイミングについては今の説明のとおりなのですが、先ほどお尋ねのあった自然公園の字界だとかそういった変更については、担当の方から申し上げます。

(幹事課：自然環境課)

見直しの間隔については参考資料に指定と再検討の状況として記載がございます。自然公園は皆さんにご利用頂きながら、行為規制をかけて自然を守っていくという制度でして、指定した後、時が経つと、現地の状況

が変わってくるということがございます。見直しの間隔は不定期ですが、前回の見直しから概ね20年から30年後、だいたい2年ぐらいかけまして現地をいろいろ調査いたしまして、見直しの案を作成いたします。境界や稜線の変化につきましても、そうした調査をしてはじめて分かるものです。自然公園区域の見直しは、県内11カ所の自然公園について詳細な調査を順に行い、概ね2、30年に一回ずつ行っているところでございます。

(清水会長)

はい、ありがとうございます。わりと今の話でよくわかりました。今回はそういう意味では、自然公園の本宮山の所をずっとやってきて、その結果がまとまったので、ここで諮っていくということでもよろしいですね。また、他の地域も順次見直しをかけてらっしゃるということでもよろしいですね。

○「東郷農業地域の縮小案件」に関連した質疑応答

(清水会長)

東郷農業地域の縮小ですけれども、これは、愛知県の広域緑地計画の緑のネットワークの中に入っている非常に大事な場所、猿投山の方からずっと知多に続く緑のネットワークに入ってる場所で、こういう都市開発をするということには対して、若干の懸念があって、この地域で少しきちんと緑地計画を配慮した都市開発をしていただくとか、そういう配慮をどういうふうにして県の方は求めていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

東郷町のこの区画整理につきましては、一方で愛知県の広域緑地計画というものがあって、確かにグリーンベルトのようなエリアに入っております。また片方では、東郷町が都市計画のマスタープランというものを作っております、ここを中核的なエリアと位置づけをしております。理由としましては、役場に非常に近い所です、役場があったり公民館があったりといった、公的な施設が多いということですから、ここを中核地として、区画整理をやって、住環境だとか商業環境を整えて、使っていきたいということでございます。都市計画マスタープランも、住民の公告・縦覧等を行っただけで作られておまして、その調整は今後も必要となってくると

思います。広域緑地計画は、グリーンベルトという知多半島からずっと伸びる広いエリアで指定をされておりますので、その中での区画整理、市街化区域事業ということで、緑地等の割合とかは都市計画の中で検討をしていくと思いますので、そのへんは十分配慮してやっていくと考えております。

(清水会長)

是非県の方でお願いします。ここはエコタウンのような構想があるように聞いてますけど、是非そのへんはきちんと新しい展開になれるように、モデルとなるように、少し指導して頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(山田委員)

今話を聞いてますと、いろいろ東郷町の問題もそうですけど、これが決まってからそういうパブリックコメントをとるという発想じゃなくて、もうすでにこの計画審議する段階では、いろんな関係部署、それから関係のところ、地域でもパブリックコメントをとっていらっしやってることは事実なんですか、やっぱり。そういう報告がなかったものですから、すいません。

(事務局)

そもそも、都市計画のマスタープランを作る段階では、公告・縦覧をして皆様の意見を聴いて作っていきますので、行政が勝手に作って、後付けしているものではございません。

## ウ 結論

(清水会長)

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

## (3) その他

- ア 愛知県土地利用基本計画に係る情報提供について  
資料により、武藤土地水資源課主幹が説明した。

## イ 質疑

○豊田・岡崎森林地域の縮小に係る情報提供に関連した質疑応答

(三浦委員)

白地地域にするということは、何やっても勝手ですよと。ある意味、そういう理解でいいのかどうか。

(事務局)

5つの地域にどこにも入らない地域になるわけですが、ただ、白地地域だからといって何やってもいいというものではございません。都市計画法だとか個別の法律がございますので、例えばそこで何か大きな開発をしようとする場合には、都市計画法上の開発許可を取る必要があります。また、砂防法とかいろいろな法律がございますので、そういった技術水準に合うような工事が必要になってまいりますし、豊田市とか岡崎市でもそれぞれ各市が、開発に係る指導要綱を持っていますので、小さいエリアでも土地の開発を行う場合は、それぞれの市の要綱に従った開発をしていくということで、規制がかかってまいります。そういう点では、何やってもいいということにはなりません。開発が好き勝手にやられるということはないと言えらると思います。

(三浦委員)

ちょっと待つて欲しいんだけども。ここは農地もあるし林地もあるということ。それ以前の問題として、この開発行為を行うという段階で、自然環境を善用して欲しいといういろいろな野鳥の関係の人たちも多くおられた中で、野鳥の保護をしていかなければならないということ。農地等もそれは守るということ。あるいはいろいろな条件がついておると思うんですよ。そういう中で、白地地域に勝手にしてしまっ、ある意味でそういう砂防法やなんだってということだけで、縛っていくという。結果として、トヨタ自動車の勝手のいいようにやり兼ねないことであるという恐れが、非常に高くなると思う。そういう意味では、危険なものだと思うけれども。

(事務局)

今回の白地地域が将来想定されるものにつきましては、あくまでも造成したところだけでして、残置森林とかには相変わらず規制がかかりますので、造成して研究施設を建てたり、テストコースにしたりする、そうした改変を加えたところのみ、実態と規制が違うものですから、入っているということでございます。残置森林とか、周りのエリアが勝手に変えられる

ということは、ありません。

(清水会長)

よろしいですか。今の話だと、この「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」というパンフレットの5ページに書いてある、色を塗った部分が白地になるということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(清水会長)

その真ん中にあるような、色が塗っていない部分はそのままの指定になっているということですね。

(事務局)

そのままです。だから、工事するところのみということですよ。

(清水会長)

具体的には、道路の、大きな研究の道路があるところの周辺がかかるという感じになるんですかね。造成をして平らにするようなところが、かかるということでしょうか。ただ実際には、ぐるぐるっとまわっている道路の周辺は、ざっと平らになって、パンフレットの3ページにおいては、割と緑が多く描かれていて、こういう造成緑地は白地になってしまうということになるんですかね。それとも、造成緑地は森林として、再指定するという事に将来なるんでしょうか。

(事務局)

造成緑地は白地になります。あくまで、一旦手を入れて、道路作ったり建物建ったり、あるいは造成緑地を復元したり、手をいれたところは、一旦白地になるということですが、3分の2の残置森林等は従来の規制がかかったまま、制限されていくということになります。

(清水会長)

ひょっとして、今の三浦委員のご心配は、こういうところも勝手に開発されてしまうんじゃないかというご心配ですね。

(事務局)

造成緑地もということですか。

(清水会長)

はい、今、多分そういうことではないかというふうに拝察しましたが。

(事務局)

そうですね、造成緑地は、一応開発許可をする上での条件になりますので、基本的には何もしてはいけないということになりますが、こうした白地地域になってしまった場合に、それをさらに再度何らかの形で指定をするかしないかということは、今後検討していく必要があると思います。今の段階だと、将来白地になるということが想定されるということでございまして。

(清水会長)

まだ、時間があります。今日は情報提供ですね。

(三浦委員)

いや、時間があるということは、勝手にやれるという逆に言うとそういうことになる。我々だってもう、そういつまでも生きてるわけではないですし、この工事だって13年くらいかかってやる工事であってだね、その先になった時に、ここ多分ここにおる人たちが何人でておるかといったら、多分一人も出とらんくなるだろうし。そんな勝手のいいことをやらしているのかどうかということだと思うよ。

(事務局)

こういう計画のもとに工事をやって、ここは造成しますよ、ここは回復緑地にしますよということで、そういった条件の下に工事をしていきますので、許可を無視すれば別ですけども、許可条件が守られる限り、勝手に乱開発されることはないというふうに考えます。

(清水会長)

今、三浦委員がご心配されていることは、非常に大事なご指摘ですので、今日あまり議論する時間はないですけれども、そこをどういうふうに、き



ちんと対応して頂くかは、岡崎市を含めて、一度こういうふうにしますと  
いうような、ご説明をどこかでいただけるとありがたいですね。

(事務局)

はい、わかりました。

(竹中委員)

今の議論に関連してなんですけど、これに関しては情報提供ということ  
であれば、環境影響評価の対象となった事業でもう既にいろいろ議論され  
ていると思いますので、どういう議論が環境影響評価でされて、どうい  
うふうに対応するのかってことぐらいの情報を入れていただいた方が、判断  
しやすいのかなと。ここは非常に問題になっていたっていうのは聞いてい  
ますけれども、具体的にここで分からないので、次の時にはそういうふう  
にお願いしたいと思うんですけど。

(事務局)

はい、そういった情報提供もさせていただきます。

(清水会長)

よろしく申し上げます。実際にこれをここで審議をする段階では今の議  
論をきちんと踏まえた上で、今日の議事録も残していただいて、少しきち  
んとそれに対する対応も含めて、ご説明頂きながら審議できればと思いま  
すので、よろしくお願ひいたします。では、そういうことでよろしいでし  
ょうか。

(三浦委員)

この場はこの場として、そういうふうに取りめられるだろうと思うけど、  
このことについて、いっぺんきちんとします。

(清水会長)

はい。非常に大事なことなので、それはきちんとやれるようにしたいと  
思います。よろしくお願ひいたします。

#### 4. 閉会 (牧原土地水資源課長)